

# 建設産業魅力発信新聞及び動画制作等業務仕様書

## 1 目的

将来の建設業界の担い手となることが期待され、進学先選択を控える中学生等を対象に、建設産業への理解促進（イメージアップ）及び入職意欲の喚起を図るため、新聞及び動画を制作し、建設産業の魅力や役割を発信することを目的とする。

## 2 業務内容

### (1) 共通事項

- ① 受託者からの提案を踏まえ、委託者と受託者が協議の上決定するテーマに沿って、取材、撮影等を行い、新聞及び動画を作成する。
- ② 取材及び撮影の日程は、3日以上確保すること。
- ③ 中学生及びその保護者等に魅力が伝わりやすい構成とする。
- ④ 委託者との校正データ等のやり取りは、原則として、USBメモリなどは使用せず、電子メール等で行うこととする。

### (2) 個別事項

#### ① 建設産業魅力発信新聞制作業務

新聞の制作（記事作成、デザイン、編集、印刷など）を以下のとおり行う。

#### ア 記事作成、デザイン及び編集

- A) 取材等に基づいて、全4ページの記事作成、デザイン及び編集を行い、新聞を制作する。
- B) 記事のテーマや紙面のデザインは、中学生及びその保護者等の建設産業に対する理解と関心を高めるものとし、企画提案を基に委託者と受託者が協議の上決定するが、少なくとも各紙面の一部には次の事項に関する記事を掲載する（大きさは問わない）。

〔表紙（1面）〕 建設産業の仕事や役割

〔中面（2～3面）〕 建設産業に従事した場合のキャリアパス・建設産業の最先端技術

〔裏面（4面）〕 建設産業について学べる愛媛県の高等学校

#### C) 新聞の名称等

(ア) 新聞の名称 「ひめ**建**新聞」

(イ) 発行元の名称等 「愛媛県・愛媛県建設産業団体連合会」〔電話 089-943-5324〕

#### イ 印刷

指定期日までに、全ての校正を終えて、契約期間中1回印刷する。

#### ウ 納品先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

#### エ 納品期限

令和7年10月1日以降の別に指定する日

オ 新聞の規格・品質など

- A) 規 格 A 3 版 (297mm×420mm) 又は A 4 版 (210mm×297mm)
- B) ページ数 A 4 版×4 ページ (両面刷り)
- C) 紙 質 マットコート紙四六判 70kg (A判 44.5kg) と同等以上
- D) 印刷方式 オフセット印刷
- E) 刷 り 色 4 色 (フルカラー)
- F) 仕 上 げ 二つ折り仕上げ
- G) 印刷部数 25,000 部

② 建設産業魅力発信動画制作・広報業務

動画の制作 (取材、動画撮影、編集など)、YouTube 等への投稿及び動画の視聴促進のための広報業務を以下のとおり行う。

ア 動画の制作

A) 制作方針

進学先の決定を控える中学生を対象に、建設産業への理解促進 (イメージアップ) 及び入職意欲の喚起につながる動画を制作する。

B) 内容及び仕様

- ・上記制作方針に沿う動画を2本制作すること。なお、動画の内容は企画提案を基に委託者と協議の上決定するが、以下の2種類とする。

〔動画①〕職人技の紹介動画 (時間: 30 秒以上)

〔動画②〕工事現場の紹介動画 (時間: 30 秒以上)

- ・映像に合わせた効果音、ナレーション、字幕等を挿入し、視聴者の興味を引く構成とすること。
- ・映像、音声、発言内容、物音などを文字にした「キャプション※」を編集すること。  
※ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格である「JIS X 8431-3: 2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア及びサービス第3部: ウェブコンテンツ」中、7.1.2.2「キャプション (収録済み) の達成基準」に準拠すること。
- ・動画の画質は、フルHD画質以上、画面縦横比は16: 9とする。
- ・制作する動画は、ホームページや動画投稿サイト (YouTube 等) で公開できる形式とすること。

C) 制作した動画の活用シーン (想定)

- ・啓発イベント、放送番組等での上映
- ・ホームページ、動画投稿サイト (YouTube 等) への掲載

D) その他

- ・制作した動画は、順次、YouTube のマルゴトひめ建チャンネル等で公開するこ

と。

#### イ デジタル広告の配信・運用

YouTube 等に投稿した建設産業に関する動画の視聴回数を最大化し、主要ターゲットである中学生及びその保護者等に対する建設産業への理解促進及び入職意欲の喚起につなげることを目的として、効果的なデジタル広告を配信する。

##### A) 基本的な業務

- ・主要ターゲットへの到達精度が高い広告プラットフォーム（例：SNS、動画配信サービス、検索連動型広告等）を選定し、YouTube 動画の視聴回数を最大化するための最適な配信方法及び配信回数を目安を提示すること。
- ・主要ターゲットの属性や行動傾向（年齢層、興味関心、利用メディア、時間帯など）を踏まえ、効果的かつ効率的な配信設定（地域、時間帯、デバイス別など）を行うこと。
- ・配信方針については、委託者と協議の上、最終的に決定すること。

##### B) クリエイティブ制作

- ・選定したプラットフォームにおいて広告効果を最大化するため、動画、グラフィック、コピーライティング等のクリエイティブを工夫して制作・編集すること。
- ・YouTube 動画の視聴を促す構成・導線・表現を意識し、主要ターゲットの興味・関心を引きつける内容を企画・提案すること。
- ・制作物の著作権は、原則として委託者に帰属し、事業終了後も委託者が自由に配信・編集・利用できる状態とすること。

##### C) 配信スケジュール

- ・過去の配信実績や主要ターゲットの行動傾向等を踏まえ、最も効果が見込まれる配信時期・期間を提案すること。

#### ウ 成果分析

YouTube 動画の視聴回数及びデジタル広告配信の実績について、以下の観点で分析を行い、実績報告書として提出すること。

- ・インプレッション数、クリック率（CTR）、視聴回数、視聴完了率等の定量的な効果指標による分析
- ・視聴促進の達成状況及び広告効果に対する評価
- ・今後の改善に向けた提案（媒体選定、クリエイティブ、配信設定等に関する見直し案）

なお、KPI（重要業績評価指標）については、配信目的及び予算規模を踏まえ、事業者にて適切な指標と数値を設定し、提案すること。

### （3）納品物

- ・実績報告書 紙1部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）

- ・制作した新聞（PDF ファイルに限る。）、動画、クリエイティブの電子データが記録された DVD 2 部

※電磁的記録媒体（DVD 等）の購入費用は、委託料に含める。

### 3 秘密保持及び個人情報の保護

- （1）本業務に関し、受託者が委託者から受領し、又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- （2）受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- （3）受託者（受託者の社員を含む。）が本業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本業務終了後においても、同様とする。

### 4 その他

- （1）受託者は、業務の一部を再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて委託者と協議し、承諾を得なければならない。
- （2）受託者が本事業で制作した成果物に関する権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定するもの）は、全て、委託者に帰属するものとする。
- （3）第三者の知的財産権を侵害してはならないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （4）本業務は、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に準じて実施すること。
- （5）本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、双方が協議し、決定するものとする。